

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		測量成果の複製（公共測量）
根拠法令及び条項		測量法第29条
所管部課係名		インフラ整備部道路管理課管理係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>【根拠条文】 測量法 (測量成果の複製) 第二十九条 基本測量の測量成果のうち、地図その他の図表、成果表、写真又は成果を記録した文書(これらが電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)をもつて作成されている場合における当該電磁的記録を含む。第四十三条において「図表等」という。)を測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土地理院の長の承認を得なければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	1週間
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）